

あきる野市指定地域密着型介護老人福祉施設に対する指導監査に関する基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
第1 基本方針					
1 基本方針	<p><指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p> <p>(1) 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものではない。</p> <p>(2) 定員は、29人以下とする。</p> <p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。</p> <p>(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p><ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p> <p>(1) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>(2) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>1 地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨としているか。</p> <p>1 定員は29人以下であるか。</p> <p>1 入所者の意思及び人格を尊重し、サービスを提供するように努めているか。</p> <p>1 市、居宅介護支援事業者等の関係機関との密接な連携に努めているか。</p>	<p>市条例第150条第1項 解釈通知第3の七の1</p> <p>市条例第150条第2項 解釈通知第3の七の1</p> <p>市条例第150条第3項 解釈通知第3の七の1</p> <p>市条例第150条第4項 解釈通知第3の七の1</p>	<p>1 自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨していない。</p> <p>1 定員が29人を超えている。</p> <p>1 入所者の意思及び人格を尊重し、サービスを提供するように努めていない。</p> <p>1 市、居宅介護支援事業者等の関係機関との密接な連携に努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
第2 人員に関する基準					
1 従業者の員数	<p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p> <p>ア 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 イ 生活相談員 1以上 ウ 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。) (ア) 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。 (イ) 看護職員の数は、1以上とすること。 ※入所者の数は前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 エ 栄養士又は管理栄養士 1以上 オ 機能訓練指導員 1以上 カ 介護支援専門員 1以上</p> <p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) (1) アにかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>1 地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数を配置しているか。</p> <p>1 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行いその他事業者等と密接な連携に努めているか。</p> <p>1 地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数を配置しているか。</p> <p>1 地域密着型介護老人福祉施設の従業者は専従しているか。</p> <p>1 本体施設の医師によりサテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われているか。</p>	<p>市条例第179条第1項 解釈通知第3の七の5(1)</p> <p>市条例第179条第2項 解釈通知第3の七の5(1)</p> <p>市条例第151条第1項、 第2項 解釈通知第3の七の2</p> <p>市条例第151条第3項 解釈通知第3の七の2</p> <p>市条例第151条第4項 解釈通知第3の七の2</p>	<p>1 自立的な日常生活を営む支援をしていない。</p> <p>1 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行いその他事業者等と密接な連携に努めていない。</p> <p>1 必要な従業者の員数を配置していない。</p> <p>1 従業者が専従していない。</p> <p>1 入所者の健康管理が適切に行われていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
第3節 設備に関する基準 1 設備	<p>(15) 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。</p> <p>(16) (1) アの医師及びカの介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、(1) カの規定にかかわらず、1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)とする。</p> <p><指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p> <p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>(ウ) プザア又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>イ 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。</p> <p>ウ 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>エ 洗面設備</p> <p>(ア) 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>オ 便所</p> <p>(ア) 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</p> <p>(イ) プザア又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>カ 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>キ 食堂及び機能訓練室</p> <p>(ア) それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>(イ) 必要な備品を備えること。</p> <p>ク 廊下幅 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。この場合において、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>ケ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(2) (1)に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>1 地域密着型介護老人福祉施設の従業者の兼務は適切であるか。</p> <p>1 介護支援専門員は入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。</p> <p>1 指定地域密着型介護老人福祉施設に必要な設備について適当な広さ又は数を確保できているか。</p> <p>1 (1)の設備は指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものであるか。</p>	<p>市条例第151条第16項 解釈通知第3の七の2</p> <p>市条例第151条第17項 解釈通知第3の七の2</p> <p>市条例第152条第1項 解釈通知第3の七の3</p> <p>市条例第152条第2項 解釈通知第3の七の3</p>	<p>1 従業者の兼務が適切でない。</p> <p>1 必要な介護支援専門員を配置していない。</p> <p>1 適当な広さ又は数を確保できていない。</p> <p>1 (1)の設備は指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
<p>第4節 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p><ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p> <p>(1) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</p> <p>(ウ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(エ) プザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>イ 共同生活室</p> <p>(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(イ) 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ウ 洗面設備</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>エ 便所</p> <p>(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(イ) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>二 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>三 医務室 医療法に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>四 廊下幅 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。この場合において、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p>	<p>1 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に必要な設備について適当な広さ又は数を確保できているか。</p>	<p>市条例第180条第1項 解釈通知第3の七の5 (2)</p>	<p>1 適当な広さ又は数を確保できていない。</p>	<p>C</p>
	<p>(2) (1) 二から五までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>1 (1) の設備はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものであるか。</p>	<p>市条例第180条第2項</p>	<p>1 (1) の設備はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでない。</p>	<p>C</p>
	<p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 指定地域密着型介護老人福祉施設利用申込者に重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。</p>	<p>市条例177条 (第9条第1項準用) 解釈通知第3の七の4 (28) (第3の一の4 (2) 準用)</p>	<p>1 交付をしていない。 2 説明を行っていない。 3 同意を得ていない。 4 重要事項を記載した文書の記載内容が不十分。</p>	<p>C C C B</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、(1)の規定による文書の交付に代えて、(4)で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち(ア)又は(イ)に掲げるもの</p> <p>(ア) 指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>(イ) 指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>イ 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>※「電子情報処理組織」とは、指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>(3) (2)に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>ア (2)に規定する方法のうち指定地域密着型介護老人福祉施設が使用するもの</p> <p>イ ファイルへの記録の方式</p> <p>(5) (4)の規定による承諾を得た指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(4)の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>1 利用申込者等から申出があった場合に、承諾を得て、電磁的方法による提供をしているか。</p> <p>1 地域密着型介護老人福祉施設が提供する電磁的方法は、利用申込者等がファイルへの記録を出力することで文書を作成できるものであるか。</p> <p>1 電磁的方法の種類及び内容を示し、利用申込者等から文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</p> <p>1 電磁的方法による提供を希望しない申出のあった利用者等に対し、電磁的方法による提供を行っていないか。</p>	<p>市条例177条(第9条第2項、第4項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の一の4(2)準用)</p> <p>市条例177条(第9条第3項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の一の4(2)準用)</p> <p>市条例177条(第9条第5項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の一の4(2)準用)</p> <p>市条例177条(第9条第6項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の一の4(2)準用)</p> <p>市条例177条(第10条準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の一の4(3)準用)</p> <p>市条例第153条</p> <p>市条例177条(第12条第1項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の一の4(5)①準用)</p>	<p>1 承諾を得ずに、電磁的方法による提供をしている。</p> <p>1 文書を作成できない。</p> <p>1 承諾を得ていない。</p> <p>1 利用者等の希望に沿って重要事項の提供を行っていない。</p> <p>1 正当な理由なくサービス提供を拒んでいる。</p> <p>1 他事業所への連絡、紹介、その他必要な措置を講じていない。</p> <p>1 被保険者資格等を確認していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
2 提供拒否の禁止	<p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を拒んではならない。</p>	<p>1 正当な理由なくサービス提供を拒んでいないか。</p>	<p>市条例177条(第10条準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の一の4(3)準用)</p>	<p>1 正当な理由なくサービス提供を拒んでいる。</p>	<p>C</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>1 利用者に対し適切なサービス提供が困難である場合、他事業所への連絡、紹介、その他必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例第153条</p>	<p>1 他事業所への連絡、紹介、その他必要な措置を講じていない。</p>	<p>C</p>
4 受給資格等の確認	<p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p>	<p>1 利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格等を確認しているか。</p>	<p>市条例177条(第12条第1項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の一の4(5)①準用)</p>	<p>1 被保険者資格等を確認していない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。</p> <p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>1 指定地域密着型介護老人福祉施設認定審査会の意見に配慮してサービスの提供に努めているか。</p> <p>1 指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に際し、利用申込者の要介護認定の申請を確認しているか。</p> <p>1 指定地域密着型介護老人福祉施設必要と認められる利用者に対して要介護認定の更新申請に必要な援助を行っているか。</p>	<p>市条例177条 (第12条第2項準用) 解釈通知第3の七の4(28) (第3の一の4(5)②準用)</p> <p>市条例177条 (第13条第1項準用) 解釈通知第3の七の4(28) (第3の一の4(6)①準用)</p> <p>市条例177条 (第13条第2項準用) 解釈通知第3の七の4(28) (第3の一の4(6)②準用)</p>	<p>1 認定審査会の意見に配慮してサービスの提供に努めていない。</p> <p>1 要介護認定の申請を確認していない。</p> <p>2 必要な援助を行っていない。</p> <p>1 必要な援助を行っていない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
6 入退所	<p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。</p> <p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。</p> <p>(5) (4)の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。</p> <p>(6) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>1 居宅で介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供しているか。</p> <p>1 介護の必要程度及び家族等の状況を勘案し、必要性の高い入所申込者を優先させて入所させるよう努めているか。</p> <p>1 入所に際して、入所申込者の心身の状況等の把握に努めているか。</p> <p>1 入所者が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討しているか。</p> <p>1 (4)の検討に当たって、複数の職種の従業者の間で協議しているか。</p> <p>1 居宅での生活が認められた入所者に対する円滑な退所に向けた必要な援助を行っているか。</p> <p>1 入所者の退所に際してその他事業者等と密接な連携に努めているか。</p>	<p>市条例第154条第1項 解釈通知第3の七の4(1)①</p> <p>市条例第154条第2項 解釈通知第3の七の4(1)②</p> <p>市条例第154条第3項 解釈通知第3の七の4(1)③</p> <p>市条例第154条第4項 解釈通知第3の七の4(1)④</p> <p>市条例第154条第5項 解釈通知第3の七の4(1)④</p> <p>市条例第154条第6項 解釈通知第3の七の4(1)⑤</p> <p>市条例第154条第7項</p>	<p>1 サービスを提供していない。</p> <p>1 必要性の高い入所申込者を優先させて入所させるよう努めていない。</p> <p>1 心身の状況等の把握に努めていない。</p> <p>1 日常生活を営むことができるよう定期的に検討していない。</p> <p>1 複数の職種の従業者の間で協議していない。</p> <p>1 退所後等の必要な援助を行っていない。</p> <p>1 その他事業者等と密接な連携に努めていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
7 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p>	<p>1 入所者の被保険者証に必要事項の記載をしているか。</p> <p>1 サービスを提供した際に、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。</p>	<p>市条例第155条第1項</p> <p>市条例第155条第2項 解釈通知第3の七の4(2)</p>	<p>1 被保険者証に必要事項の記載をしていない。</p> <p>1 提供した具体的なサービスの内容等を記録していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
8 利用料等の受領	<p><指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p> <p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>ア 食事の提供に要する費用(特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあつては、食費の特定基準費用額。)(特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、食費の特定負担限度額。))を限度とする。)</p> <p>イ 居住に要する費用(特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、居住費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあつては、居住費の特定基準費用額。)(特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、居住費の特定負担限度額。))を限度とする。)</p> <p>ウ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>エ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>※1 厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年3月30日厚生省告示第123号)</p> <p>オ 理美容代</p> <p>カ アからオに掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>※2 アからエまでに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年9月7日 厚生労働省告示第419号)」</p> <p>(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、(3)アからエまでに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p> <p><ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p> <p>(1) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>(2) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>1 入所者の負担割合を超えて利用者から支払いを受けていないか。</p> <p>1 法定代理受領サービスに該当しない利用料の額と地域密着型介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じていないか。</p> <p>1 利用者に負担させることが適当でない費用の支払を受けていないか。</p> <p>2 費用区分を明確にした領収書を交付しているか。</p> <p>1 サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者から文書により同意を得ているか。</p> <p>1 入所者の負担割合を超えて利用者から支払いを受けていないか。</p> <p>1 法定代理受領サービスに該当しない利用料の額と地域密着型介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じていないか。</p>	<p>市条例第156条第1項 解釈通知第3の七の4(3)</p> <p>市条例第156条第2項 解釈通知第3の七の4(3)</p> <p>市条例第156条第3項、 第4項 解釈通知第3の七の4(3) 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)</p> <p>市条例第156条第5項 解釈通知第3の七の4(3)</p> <p>市条例第181条第1項 解釈通知第3の七の5(3)</p> <p>市条例第181条第2項 解釈通知第3の七の5(3)</p>	<p>1 入所者の負担割合を超えて利用者から支払いを受けている。</p> <p>1 法定代理受領サービスに該当しない利用料の額と地域密着型介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じている。</p> <p>1 不適当な費用の支払を受けている。</p> <p>2 領収書を交付していない。</p> <p>1 交付していない。</p> <p>2 説明を行っていない。</p> <p>3 同意を得ていない。</p> <p>1 入所者の負担割合を超えて利用者から支払いを受けている。</p> <p>1 法定代理受領サービスに該当しない利用料の額と地域密着型介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
9 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>(3) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>ア 食事の提供に要する費用(特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、食費の基準費用額(特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、食費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>イ 居住に要する費用(特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、居住費の基準費用額(特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、居住費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>ウ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>エ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>※1 厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年3月30日厚生省告示第123号)</p> <p>オ 理美容代</p> <p>カ アからオに掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>※2 アからエまでに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)」</p> <p>(4) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、(3)アからカに掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、(3)アからエまでに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>	<p>1 利用者に負担させることが適当でない費用の支払を受けていないか。</p> <p>2 費用区分を明確にした領収書を交付しているか。</p>	<p>市条例第181条第3項、第4項 解釈通知第3の七の5(3) 日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)</p>	<p>1 不適当な費用の支払を受けている。</p> <p>2 領収書を交付していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
	<p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p><指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p> <p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(5) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(6) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>1 サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者から文書により同意を得ているか。</p> <p>1 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、サービスの内容、費用の額等を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p> <p>1 地域密着型施設サービス計画に基づき入所者の処遇を妥当適切に行っているか。</p> <p>1 地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮されているか。</p> <p>1 サービスの提供に当たり、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、説明を行っているか。</p> <p>1 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。</p> <p>1 身体的拘束等を行う場合には、必要な記録をしているか。</p> <p>1 身体的拘束等の適正化を図るため必要な措置を講じているか。</p> <p>1 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>市条例第181条第5項 解釈通知第3の七の5(3)</p> <p>市条例177条(第22条準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の一の4(14)準用)</p> <p>市条例第157条第1項</p> <p>市条例第157条第2項</p> <p>市条例第157条第3項 解釈通知第3の七の4(4)①</p> <p>市条例第157条第4項 解釈通知第3の七の4(4)②</p> <p>市条例第157条第5項 解釈通知第3の七の4(4)②</p> <p>市条例第157条第6項 解釈通知第3の七の4(4)③、④、⑤</p> <p>市条例第157条第7項</p>	<p>1 交付していない。</p> <p>2 説明を行っていない。</p> <p>3 同意を得ていない。</p> <p>1 必要項目を記載したサービス提供証明書を交付していない。</p> <p>1 入所者の処遇を妥当適切に行っていない。</p> <p>1 漫然かつ画一的なものにならないよう配慮されていない。</p> <p>1 処遇上必要な事項について、説明を行っていない。</p> <p>1 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っている。</p> <p>1 身体的拘束等を行う場合に、必要な記録をしていない。</p> <p>1 身体的拘束等の適正化を図るため必要な措置を講じていない。</p> <p>1 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p><ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p> <p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>(5) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>(6) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(7) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(8) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(9) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>1 地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活を支援するものとして行っているか。</p> <p>1 各ユニットにおいて入居者がそれぞれ役割を持って生活できるよう配慮されているか。 1 入居者のプライバシーの確保に配慮して行われているか。</p> <p>1 入居者の心身の状況等を常に把握し、自立した生活の支援のために適切なサービスの提供を行っているか。</p> <p>1 従業者はサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行っているか。</p> <p>1 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。</p> <p>1 身体的拘束等を行う場合には、必要な記録をしているか。</p> <p>1 身体的拘束等の適正化を図るため必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例第182条第1項 解釈通知第3の七の5 (4) ①</p> <p>市条例第182条第2項 解釈通知第3の七の5 (4) ②</p> <p>市条例第182条第3項</p> <p>市条例第182条第4項</p> <p>市条例第182条第5項</p> <p>市条例第182条第6項</p> <p>市条例第182条第7項</p> <p>市条例第182条第8項</p> <p>市条例第182条第9項</p>	<p>1 入居者の日常生活を支援するものとして行っていない。</p> <p>1 入居者がそれぞれ役割を持って生活できるよう配慮されていない。</p> <p>1 入居者のプライバシーの確保に配慮して行われていない。</p> <p>1 入居者の心身の状況等を常に把握し、自立した生活の支援のために適切なサービスの提供を行っていない。</p> <p>1 サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行っていない。</p> <p>1 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っている。</p> <p>1 身体的拘束等を行う場合には、必要な記録をしていない。</p> <p>1 身体的拘束等の適正化を図るため必要な措置を講じていない。</p> <p>1 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
11 地域密着型施設サービス計画の作成	<p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(2) 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>(3) 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>(4) 計画担当介護支援専門員は、(3)に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行われなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>(5) 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p>	<p>1 管理者は介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>1 計画担当介護支援専門員は地域の住民による自発的な活動も含めて入所者の地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>1 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たり、適切な方法によるアセスメントを行っているか。</p> <p>1 計画担当介護支援専門員はアセスメントに当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。</p> <p>1 計画担当介護支援専門員はアセスメントに基づいた必要事項を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しているか。</p>	<p>市条例第158条第1項 解釈通知第3の七の4(5)</p> <p>市条例第158条第2項 解釈通知第3の七の4(5) ②</p> <p>市条例第158条第3項 解釈通知第3の七の4(5) ③</p> <p>市条例第158条第4項 解釈通知第3の七の4(5) ④</p> <p>市条例第158条第5項 解釈通知第3の七の4(5) ⑤</p>	<p>1 介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていない。</p> <p>1 地域の住民による自発的な活動も含めて入所者の地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めていない。</p> <p>1 適切な方法によるアセスメントを行っていない。</p> <p>1 入所者及びその家族に面接して行っていない。</p> <p>1 必要事項を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
12 介護	<p>(6) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下「入所者等」という。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>(7) 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 計画担当介護支援専門員は地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、サービス担当者会議の開催等により専門的な見地からの意見を求めているか。</p>	<p>市条例第158条第6項 解釈通知第3の七の4(5) ⑥</p>	<p>1 サービス担当者会議の開催等により専門的な見地からの意見を求めているか。</p>	C
	<p>(8) 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p>	<p>1 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者等に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。</p>	<p>市条例第158条第7項 解釈通知第3の七の4(5) ⑦</p>	<p>1 説明していない。 2 同意を得ていない。</p>	C C
	<p>(9) 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。</p>	<p>1 計画担当介護支援専門員は地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しているか。</p>	<p>市条例第158条第8項 解釈通知第3の七の4(5) ⑧</p>	<p>1 交付していない。</p>	C
	<p>(10) 計画担当介護支援専門員は、(9)に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 定期的に入所者に面接すること。 イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>1 計画担当介護支援専門員はモニタリングを行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行っているか。</p>	<p>市条例第158条第9項 解釈通知第3の七の4(5) ⑨</p>	<p>1 必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行っていない。</p>	C
	<p>(11) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>ア 入所者が要介護更新認定を受けた場合 イ 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p>	<p>1 計画担当介護支援専門員は入所者に面接し、そのモニタリング結果を記録しているか。</p>	<p>市条例第158条第10項 解釈通知第3の七の4(5) ⑩</p>	<p>1 面接していない。 2 モニタリング結果を記録していない。</p>	C C
	<p>(12) (2) から (8) までの規定は、(9) に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。</p>	<p>1 計画担当介護支援専門員は地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から意見を求めているか。</p>	<p>市条例第158条第11項</p>	<p>1 担当者から意見を求めているか。</p>	C
	<p>(12) (2) から (8) までの規定は、(9) に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。</p>	<p>1 地域密着型施設サービス計画を変更した際に必要な事務を行っているか。</p>	<p>市条例第158条第12項 解釈通知第3の七の4(5) ⑪</p>	<p>1 地域密着型施設サービス計画を変更した際に必要な事務を行っていない。</p>	C
	<p><指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p>				
	<p>(1) 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。</p>	<p>1 介護は入所者の心身の状況に応じて適切に行われているか。</p>	<p>市条例第159条第1項 解釈通知第3の七の4(6) ①</p>	<p>1 介護は入所者の心身の状況に応じて適切に行われていない。</p>	C
	<p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p>	<p>1 1週間に2回以上入所者に入浴又は清しきを行っているか。</p>	<p>市条例第159条第2項 解釈通知第3の七の4(6) ②</p>	<p>1 1週間に2回以上入所者に入浴又は清しきを行っていない。</p>	C
	<p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>1 入所者が自立して排せつできるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>市条例第159条第3項 解釈通知第3の七の4(6) ③</p>	<p>1 入所者が自立して排せつできるよう必要な援助を行っていない。</p>	C
	<p>(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p>	<p>1 入所者のおむつを適切に取り替えているか。</p>	<p>市条例第159条第4項 解釈通知第3の七の4(6) ④</p>	<p>1 入所者のおむつを適切に取り替えていない。</p>	C
<p>(5) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p>	<p>1 褥瘡が発生しないよう適切な介護及び予防体制を整備しているか。</p>	<p>市条例第159条第5項 解釈通知第3の七の4(6) ⑤</p>	<p>1 褥瘡が発生しないよう適切な介護及び予防体制を整備していない。</p>	C	
<p>(6) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、(1) から (5) に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。</p>	<p>1 入所者に対し、離床等の介護を適切に行っているか。</p>	<p>市条例第159条第6項 解釈通知第3の七の4(6) ⑥</p>	<p>1 入所者に対し、離床等の介護を適切に行っていない。</p>	C	
<p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p>	<p>1 常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。</p>	<p>市条例第159条第7項 解釈通知第3の七の4(6) ⑦</p>	<p>1 常時1人以上の介護職員を介護に従事させていない。</p>	C	
<p>(8) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>	<p>1 入所者に対し、施設の従業者以外の者が介護を行っていないか。</p>	<p>市条例第159条第8項</p>	<p>1 入所者に対し、施設の従業者以外の者が介護を行っている。</p>	C	

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価	
13 食事	<p><ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p> <p>(1) 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>(2) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>(3) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>(4) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>(5) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>(6) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>(7) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、(1) から (6) に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>(8) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>(9) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>	<p>1 介護は入居者の自立的な日常生活を営むための支援を行っているか。</p> <p>1 入居者の家事を入居者が役割を持って行う支援をしているか。</p> <p>1 入居者に入浴の機会を提供しているか。</p> <p>1 入居者の排せつの自立に向けた必要な支援を行っているか。</p> <p>1 入居者のおむつを適切に取り替えているか。</p> <p>1 褥瘡を予防するための体制を整備し、適切な介護を提供しているか。</p> <p>1 入居者の日常生活上の行為を適切に支援しているか。</p> <p>1 常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。</p> <p>1 入居者に対し、施設の従業者以外の者が介護を行っているか。</p>	<p>市条例第183条第1項 解釈通知第3の七の5(5)①</p> <p>市条例第183条第2項 解釈通知第3の七の5(5)①、②</p> <p>市条例第183条第3項 解釈通知第3の七の5(5)③</p> <p>市条例第183条第4項 解釈通知第3の七の5(5)④</p> <p>市条例第183条第5項 解釈通知第3の七の5(5)④</p> <p>市条例第183条第6項 解釈通知第3の七の5(5)④</p> <p>市条例第183条第7項 解釈通知第3の七の5(5)④</p> <p>市条例第183条第8項 解釈通知第3の七の5(5)④</p> <p>市条例第183条第9項</p>	<p>1 介護は入居者の自立的な日常生活を営むための支援を行っていない。</p> <p>1 入居者の家事を入居者が役割を持って行う支援をしていない。</p> <p>1 入居者に入浴の機会を提供していない。</p> <p>1 入居者の排せつの自立に向けた必要な支援を行っていない。</p> <p>1 入居者のおむつを適切に取り替えていない。</p> <p>1 褥瘡を予防するための体制を整備し、適切な介護を提供していない。</p> <p>1 入居者の日常生活上の行為を適切に支援していない。</p> <p>1 常時1人以上の介護職員を介護に従事させていない。</p> <p>1 入居者に対し、施設の従業者以外の者が介護を行っている。</p>	C	
	<p><指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p> <p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。</p>	<p>1 入所者に食事を適切な時間に提供しているか。</p> <p>1 入所者が食堂で食事を摂るための支援をしているか。</p>	<p>市条例第160条第1項 解釈通知第3の七の4(7)</p> <p>市条例第160条第2項 解釈通知第3の七の4(7)</p>	<p>1 入所者に食事を適切な時間に提供していない。</p> <p>1 入所者が食堂で食事を摂るための支援をしていない。</p>	C	
	<p><ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p> <p>(1) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>(2) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>(3) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>(4) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。</p>	<p>1 入居者に食事を適切な時間に提供しているか。</p> <p>1 食事の自立ができるよう入居者に必要な支援を行っているか。</p> <p>1 食事を適切な時間に入居者に提供し、自立して食事を摂れるよう時間を確保しているか。</p> <p>1 入居者が共同生活室で食事を摂るための支援を行っているか。</p>	<p>市条例第184条第1項 解釈通知第3の七の5(6)</p> <p>市条例第184条第2項 解釈通知第3の七の5(6)</p> <p>市条例第184条第3項 解釈通知第3の七の5(6)</p> <p>市条例第184条第4項 解釈通知第3の七の5(6)</p>	<p>1 入居者に食事を適切な時間に提供していない。</p> <p>1 食事の自立ができるよう入居者に必要な支援を行っていない。</p> <p>1 食事を適切な時間に入居者に提供し、自立して食事を摂れるよう時間を確保していない。</p> <p>1 入居者が共同生活室で食事を摂るための支援を行っていない。</p>	C	
	14 相談及び援助	<p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	<p>1 入所者の心身の状況等の把握に努め、入所者等からの相談に応じ、必要な助言等を行っているか。</p>	<p>市条例第161条 解釈通知第3の七の4(8)</p>	<p>1 入所者の心身の状況等の把握に努め、入所者等からの相談に応じ、必要な助言等を行っていない。</p>	C
	15 社会生活上の便宜の提供等	<p><指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p> <p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p>	<p>1 教養娯楽設備等を備え、入所者のためのレクリエーション行事を行っているか。</p>	<p>市条例第162条第1項 解釈通知第3の七の4(9)①</p>	<p>1 教養娯楽設備等を備え、入所者のためのレクリエーション行事を行っていない。</p>	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。</p> <p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p><ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p> <p>(1) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>(2) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。</p> <p>(3) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(4) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。</p>	<p>1 入所者の行政手続等について、入所者の同意を得て、代わりに行っているか。 ②</p> <p>2 金銭のかかるものについては書面等を持って事前同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得ているか。</p> <p>1 入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p> <p>1 入所者の外出の機会を確保するよう努めているか。</p> <p>1 入居者に趣味等の活動の機会を提供し、自立的に行う支援をしているか。</p> <p>1 入居者の行政手続等について、入居者の同意を得て、代わりに行っているか。</p> <p>1 入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p> <p>1 入居者の外出の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>市条例第162条第2項 解釈通知第3の七の4(9) ②</p> <p>市条例第162条第3項 解釈通知第3の七の4(9) ③</p> <p>市条例第162条第4項 解釈通知第3の七の4(9) ④</p> <p>市条例第185条第1項 解釈通知第3の七の5(7)</p> <p>市条例第185条第2項 解釈通知第3の七の5(7)</p> <p>市条例第185条第3項 解釈通知第3の七の5(7)</p> <p>市条例第185条第4項 解釈通知第3の七の5(7)</p> <p>市条例第163条 解釈通知第3の七の4(10)</p> <p>市条例第163条の2 解釈通知第3の七の4(11) リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（老認発0316第3号 老老発0316第2号令和3年3月16日）</p> <p>市条例第163条の3 解釈通知第3の七の4(12)</p> <p>市条例第164条 解釈通知第3の七の4(13)</p> <p>市条例第165条 解釈通知第3の七の4(14)</p>	<p>1 入所者の行政手続等について、入所者の同意を得て、代わりに行っていない。</p> <p>2 金銭のかかるものについては書面等を持って事前同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得ていない。</p> <p>1 入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていない。</p> <p>1 入所者の外出の機会を確保するよう努めていない。</p> <p>1 入居者に趣味等の活動の機会を提供し、自立的に行う支援をしていない。</p> <p>1 入居者の行政手続等について、入居者の同意を得て、代わりに行っていない。</p> <p>1 入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていない。</p> <p>1 入居者の外出の機会を確保するよう努めていない。</p> <p>1 入所者に対し、必要な訓練を行っていない。</p> <p>1 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていない。</p> <p>1 口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていない。</p> <p>1 医師又は看護職員は、必要に応じて入所者の健康保持のための適切な措置を採っていない。</p> <p>1 入所者の退院後再び入所していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
16 機能訓練	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。	1 入所者に対し、必要な訓練を行っているか。	市条例第163条 解釈通知第3の七の4(10)	1 入所者に対し、必要な訓練を行っていない。	C
17 栄養管理	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。 (令和6年3月31日まで努力義務)	1 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。	市条例第163条の2 解釈通知第3の七の4(11) リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（老認発0316第3号 老老発0316第2号令和3年3月16日）	1 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていない。	C
18 口腔衛生の管理	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	1 口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。	市条例第163条の3 解釈通知第3の七の4(12)	1 口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていない。	C
19 健康管理	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。	1 医師又は看護職員は、必要に応じて入所者の健康保持のための適切な措置を採っているか。	市条例第164条 解釈通知第3の七の4(13)	1 医師又は看護職員は、必要に応じて入所者の健康保持のための適切な措置を採っていない。	C
20 入所者の入院期間中の取扱い	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。	1 入所者の退院後再び入所している施設へ円滑に入所できているようにしているか。	市条例第165条 解釈通知第3の七の4(14)	1 入所者の退院後再び入所していない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
21 利用者に関する市への通知	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 ア 正当な理由なしに指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	1 利用者について、必要に応じて遅滞なく、意見を付して市に通知しているか。	市条例177条（第28条準用） 解釈通知第3の七の4（28）（第3の一の4（18）準用）	1 利用者について、必要に応じて遅滞なく、意見を付して市に通知していない。	C
22 緊急時等の対応	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第2の1の（1）アに掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。	1 入所者の病状の急変等に対応ができるよう医師との連携方法を定めているか。	市条例第165条の2 解釈通知第3の七の4（15）	1 入所者の病状の急変等に対応ができるよう医師との連携方法を定めていない。	C
23 管理者による管理	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。	1 管理者は常勤専従であるか。	市条例第166条 解釈通知第3の七の4（16）	1 管理者は常勤専従でない。	C
24 管理者の責務	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者に（1）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	1 管理者は事業所の管理を一元的に行っているか。	市条例177条（第59条の11第1項準用） 解釈通知第3の七の4（第3の二の二（4）準用）	1 管理者は事業所の管理を一元的に行っていない。	C
		1 管理者は必要な指揮命令を行っているか。	市条例177条（第59条の11第2項準用） 解釈通知第3の七の4（第3の二の二（4）準用）	1 管理者は必要な指揮命令を行っていない。	C
25 計画担当介護支援専門員の責務	(1) 計画担当介護支援専門員は、「11_地域密着型施設サービス計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 ア 入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 イ 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。 ウ その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。 エ 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 オ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 カ 苦情の内容等を記録すること。 キ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。	1 計画担当介護支援専門員は、入所申込者の心身の状況等を照会等により把握しているか。	市条例第167条 解釈通知第3の七の4（17）	1 計画担当介護支援専門員は、入所申込者の心身の状況等を照会等により把握していない。	C
		2 入所者の心身の状況等について、定期的に検討しているか。		2 入所者の心身の状況等について、定期的に検討していない。	C
		3 入所者に対して、退所後に必要な援助を行っているか。		3 入所者に対して、退所後に必要な援助を行っていない。	C
		4 退所した入所者の状況等を指定居宅介護支援事業者等に提供するなど密接な連携をしているか。		4 退所した入所者の状況等を指定居宅介護支援事業者等に提供するなど密接な連携をしていない。	C
		5 身体的拘束等の必要な記録をしているか。		5 身体的拘束等の必要な記録をしていない。	C
		6 苦情の内容等を記録しているか。		6 苦情の内容等を記録していない。	C
		7 事故等の記録をしているか。		7 事故等の記録をしていない。	C
26 運営規程	<指定地域密着型介護老人福祉施設の場合> (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ア 施設の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 入所定員 エ 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 オ 施設の利用に当たっての留意事項 カ 緊急時等における対応方法 キ 非常災害対策 ク 虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日まで努力義務） ケ その他施設の運営に関する重要事項	1 運営規程を定めているか。	市条例第168条 解釈通知第3の七の4（18）	1 運営規程を定めていない。	C
		2 運営規程に定めるべき項目を定めているか。		2 運営規程に定めるべき項目を定めていない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
27 勤務体制の確保等	<p><ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p> <p>(1) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>ア 施設の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 入居定員 エ ユニットの数及びユニットごとの入居定員 オ 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 カ 施設の利用に当たっての留意事項 キ 緊急時における対応方法 ク 非常災害対策 ケ 虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日まで努力義務） コ その他施設の運営に関する重要事項</p>	<p>1 運営規程を定めているか。</p> <p>2 運営規程に定めるべき項目を定めているか。</p>	<p>市条例第186条 解釈通知第3の7の5(8)</p>	<p>1 運営規程を定めていない。</p> <p>2 運営規程に定めるべき項目を定めていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
	<p><指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p> <p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ※指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとの勤務表（介護職員の勤務体制を2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤、非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p><ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合></p> <p>(1) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ※指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとの勤務表（介護職員の勤務体制を2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤、非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。</p> <p>(2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>ア 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 イ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ウ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>(3) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>1 月ごとの勤務表を定めているか。</p> <p>2 勤務表に必要な項目を定めているか。</p> <p>1 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によってサービスを提供しているか。</p> <p>1 研修計画を作成する等で研修の機会を確保しているか。</p> <p>2 全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p> <p>1 セクシャルハラスメント又はパワーハラスメント等を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>1 月ごとの勤務表を定めているか。</p> <p>2 勤務表に必要な項目を定めているか。</p> <p>1 昼間はユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置しているか。</p> <p>2 夜間及び深夜は2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員を配置しているか。</p> <p>3 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置しているか。</p> <p>1 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によってサービスを提供しているか。</p>	<p>市条例第169条第1項 解釈通知第3の七の4(19)①</p> <p>市条例169条第2項 解釈通知第3の七の4(19)②</p> <p>市条例169条第3項 解釈通知第3の七の4(19)③、④</p> <p>市条例169条第4項 解釈通知第3の七の4(19)⑤</p> <p>市条例第187条第1項 解釈通知第3の7の5(9)</p> <p>市条例第187条第2項 解釈通知第3の7の5(9)</p> <p>市条例第187条第3項 解釈通知第3の7の5(9)</p>	<p>1 月ごとの勤務表を定めていない。</p> <p>2 勤務表に必要な項目を定めていない。</p> <p>1 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によってサービスを提供していない。</p> <p>1 研修計画を作成する等で研修の機会を確保していない。</p> <p>2 全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていない。</p> <p>1 セクシャルハラスメント又はパワーハラスメント等を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。</p> <p>1 月ごとの勤務表を定めていない。</p> <p>2 勤務表に必要な項目を定めていない。</p> <p>1 昼間はユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置していない。</p> <p>2 夜間及び深夜は2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員を配置していない。</p> <p>3 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していない。</p> <p>1 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によってサービスを提供していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
28 業務継続計画の策定等	(4) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	1 研修計画を作成する等で研修の機会を確保しているか。 2 全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。	市条例第187条第4項 解釈通知第3の7の5(9)	1 研修計画を作成する等で研修の機会を確保していない。 2 全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていない。	C C
	(5) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	1 セクシャルハラスメント又はパワーハラスメント等を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	市条例第187条第5項 解釈通知第3の7の5(9)	1 セクシャルハラスメント又はパワーハラスメント等を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。	C
29 定員の遵守	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 (令和6年3月31日まで努力義務) (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 (令和6年3月31日まで努力義務) (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (令和6年3月31日まで努力義務)	1 業務継続計画を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じているか。 1 従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	市条例第177条(第32条の2第1項準用) 解釈通知第3の七の4(20) 市条例第177条(第32条の2第1項準用) 解釈通知第3の七の4(20)	1 業務継続計画を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じていない。 1 従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施していない。	C C
	<指定地域密着型介護老人福祉施設の場合> (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 <ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合> (1) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	1 入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。 1 ユニットごとの入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。	市条例170条 市条例第188条	1 入所定員及び居室の定員を超えて入所させている。 1 ユニットごとの入所定員及び居室の定員を超えて入所させている。	C C
30 非常災害対策	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	1 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に従業者に周知するとともに、必要な訓練等を行っているか。 1 訓練の実施に当たって地域住民との連携に努めているか。	市条例第177条(第59条の15第1項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の二の二の3(8)①準用) 市条例第177条(第59条の15第2項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の二の二の3(8)②準用)	1 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に従業者に周知するとともに、必要な訓練等を行っていない。 1 訓練の実施に当たって地域住民との連携に努めていない。	C B
	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	1 食器や飲用水等の衛生管理は適正であるか。 2 衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。	市条例171条第1項 解釈通知第3の七の4(21)①	1 食器や飲用水等の衛生管理は適正でない。 2 衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていない。	C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>ア 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>エ アからウに掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)に沿った対応を行うこと。</p> <p>(令和6年3月31日まで努力義務)</p>	<p>1 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例171条第2項 解釈通知第3の七の4(21)②</p>	<p>1 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講じていない。</p>	C
32 協力病院等	<p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	<p>1 協力病院を定めているか。</p> <p>1 協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>市条例172条第1項 解釈通知第3の七の4(22)</p> <p>市条例172条第2項 解釈通知第3の七の4(22)</p>	<p>1 協力病院を定めていない。</p> <p>1 協力歯科医療機関を定めておくよう努めていない。</p>	C B
33 掲示	<p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(2) (1)に規定する事項を記載した書面を指定地域密着型介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>1 指定地域密着型介護老人福祉施設の見やすい場所に運営規程の概要等を掲示しているか。</p> <p>1 運営規程の概要等を記載した書面を指定地域密着型介護老人福祉施設に備え付け、自由に閲覧できるようにしているか。</p>	<p>市条例第177条(第34条第1項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の一の4(25)①準用)</p> <p>市条例第177条(第34条第2項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の一の4(25)②準用)</p>	<p>1 運営規程の概要等を掲示していない。</p> <p>1 運営規程の概要等を記載した書面を備え付け、自由に閲覧できるようにしていない。</p>	C C
34 秘密保持等	<p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。</p>	<p>1 従業者は業務上知り得た入所者等の秘密を漏らしていないか。</p> <p>1 従業者であった者が、秘密を漏らさないために必要な措置を講じているか。</p> <p>1 入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ入所者から文書により同意を得ているか。</p>	<p>市条例173条第1項 解釈通知第3の七の4(23)①</p> <p>市条例173条第2項 解釈通知第3の七の4(23)②</p> <p>市条例173条第3項 解釈通知第3の七の4(23)③</p>	<p>1 従業者は業務上知り得た入所者等の秘密を漏らしている。</p> <p>1 従業者であった者が、秘密を漏らさないために必要な措置を講じていない。</p> <p>1 入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ入所者から文書により同意を得ていない。</p>	C C C
35 広告	<p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p>	<p>1 広告の内容は虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>市条例第177条(第36条準用)</p>	<p>1 広告の内容は虚偽又は誇大なものとなっている。</p>	C
36 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	<p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。</p>	<p>1 従業者等に対し、利用者を紹介する代償に金品等の利益を供与していないか。</p> <p>1 従業者等から退所者を紹介する代償に金品等の利益を受受していないか。</p>	<p>市条例174条第1項 解釈通知第3の七の4(24)①</p> <p>市条例174条第2項 解釈通知第3の七の4(24)②</p>	<p>1 従業者等に対し、利用者を紹介する代償に金品等の利益を供与している。</p> <p>1 従業者等から退所者を紹介する代償に金品等の利益を受受している。</p>	C C
37 苦情処理	<p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>	<p>1 苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>1 苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>市条例第177条(第38条第1項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の一の4(28)①準用)</p> <p>市条例第177条(第38条第2項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の一の4(28)②準用)</p>	<p>1 苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。</p> <p>1 苦情の内容等を記録していない。</p>	C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
38 地域との連携等	(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	1 市が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例第177条(第38条第3項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の一の4(28)③準用) 市条例第177条(第38条第4項準用)	1 市が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。	C
	(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、市からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告しなければならない。	1 改善内容を市に報告しているか。	市条例第177条(第38条第4項準用)	1 改善内容を市に報告していない。	C
	(5) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	1 国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例第177条(第38条第5項準用)	1 国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。	C
	(6) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	1 改善内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	市条例第177条(第38条第6項準用)	1 改善内容を国民健康保険団体連合会に報告していない。	C
39 事故発生の防止及び発生時の対応	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型介護老人福祉施設施設が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	1 運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上活動状況を報告し、評価を受け、助言等を聴く機会を設けているか。	市条例第177条(第59条の17第1項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の二の二の3(10)①準用)	1 運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上活動状況を報告し、評価を受け、助言等を聴く機会を設けていない。	C
	(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。	1 運営推進会議についての記録を作成し、公表しているか。	市条例第177条(第59条の17第2項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の二の二の3(10)②準用)	1 運営推進会議についての記録を作成し、公表していない。	C
	(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。	1 地域住民や地域との交流を図っているか。	市条例第177条(第59条の17第3項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の二の二の3(10)③準用)	1 地域住民や地域との交流を図っていない。	C
39 事故発生の防止及び発生時の対応	(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	1 利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業等に協力するよう努めているか。	市条例第177条(第59条の17第4項準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の二の二の3(10)④準用)	1 利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業等に協力するよう努めていない。	B
	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 ア 事故が発生した場合の対応について、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 ウ 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)&及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 エ アからウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	1 事故が発生した際の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しているか。 2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告及び改善策の周知がされているか。 3 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っているか。 4 事故発生又はその再発防止するための措置を講じる担当者を置いているか。	市条例175条第1項 解釈通知第3の七の4(25)	1 指針を整備していない。 2 事故等の報告をしていない。 3 改善策の周知がされていない。 4 委員会を行っていない。 5 研修を行っていない。 6 担当者を置いていない。	C C C C C C
	(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	1 事故発生時に市、入所者の家族等に連絡し、必要な措置を講じているか。	市条例175条第2項	1 事故発生時に市、入所者の家族等に連絡し、必要な措置を講じていない。	C
	(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	1 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	市条例175条第3項	1 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していない。	C
	(4) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 賠償すべき事故の発生時に損害賠償を速やかに行っているか。	市条例175条第4項 解釈通知第3の七の4(25)⑥	1 賠償すべき事故の発生時に損害賠償を速やかに行っていない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
40 虐待の防止	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ア 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ウ 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 エ アからウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (令和6年3月31日まで努力義務)	1 虐待の発生又は再発防止のために必要な措置を講じているか。	市条例第177条(第40条の2準用) 解釈通知第3の七の4(26)	1 虐待の発生又は再発防止のために必要な措置を講じていない。	C
41 会計の区分	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	1 経理を区分し、事業の会計を区分しているか。	市条例第177条(第41条準用) 解釈通知第3の七の4(28)(第3の一の4(32)準用)	1 経理を区分し、事業の会計を区分していない。	C
42 記録の整備	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ア 地域密着型施設サービス計画 イ 「7_サービスの提供の記録」に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 「25_計画担当介護支援専門員の責務」に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 「21_利用者に関する市への通知」に規定する市への通知に係る記録 オ 「37_苦情処理」に規定する苦情の内容等の記録 カ 「39_事故発生の防止及び発生時の対応」に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 キ 「38_地域との連携等」に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 1 利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する記録を整備し、5年間保存しているか。	市条例176条第1項 解釈通知第3の七の4(27) 市条例176条第2項 解釈通知第3の七の4(27)	1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していない。 1 利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する記録を整備し、5年間保存していない。	C C
第5 変更の届出等					
1 変更の届出等	(1) 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。	1 事業所の名称等に変更があったときは、10日以内に、市長に届け出ているか。	法第78条の5第1項 法施行規則第131条の13第1項第8号	1 事業所の名称等に変更があったときは、10日以内に、市長に届け出していない。	C
第6 介護給付費の算定及び取扱い					
1 基本的事項	(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護に要する費用の額は報酬告示の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定する。 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要する費用の額は、平成27年厚労省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に定める1単位の単価に、(1)の別表に定める単位数を乗じて算定する。 (3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算する。	1 適正に算定しているか。 1 適正に算定しているか。 1 適正に算定しているか。	介護保険法42条の2 報酬告示の一 報酬告示の二 報酬告示の三	1 算定が不適正である。 1 算定が不適正である。 1 算定が不適正である。	C C C
2 所定単位数を算定するための施設基準	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の所定単位数を算定するに当たり、介護職員及び看護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、介護支援専門員について、人員基準欠如の状態にないことが必要であること。	1 人員配置は適正であるか。	留意事項第2の8(1) 平27年厚労告96第38号	1 人員配置が適正ではない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定するための基準	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合に、次に掲げる区分に従い、所定単位数を算定する。</p> <p>ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</p> <p>① 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）</p> <p>② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）</p> <p>イ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</p> <p>① ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</p> <p>② 経過のユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</p> <p>ウ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</p> <p>① 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）</p> <p>② 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）</p> <p>エ 経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</p> <p>① 経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）</p> <p>② 経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）</p> <p>※別に厚生労働大臣が夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。</p> <p>※定員超過利用又は人員欠如の場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p>	1 適正に算定しているか	報酬告示別表7注1、注2 留意事項第2の8（2）、（3） 平27厚労告96号三十八、三十九 平12年厚労告27 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第29号）	1 算定が不適正である。	C
4 ユニットにおける職員に係る減算	<p>(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び経過のユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>ア 日中については、ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>イ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	1 ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置しているか。 2 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置しているか。	報酬告示別表7注3 留意事項第2の8（4） 平27厚労告96号四十四	1 ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置していない。 2 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していない。	C C
5 身体拘束廃止未実施減算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>ア 「10_指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針」に規定する基準に適合していること。 (身体拘束等を行う場合の記録、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催、身体的拘束等の適正化のための指針の整備、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修の実施。)</p>	1 身体拘束等の適正化のための必要な措置を講じていない場合、身体拘束未実施減算を算定しているか。	報酬告示別表7注4 留意事項第2の8(5) 平27厚労告95号六十三	1 身体拘束等の適正化のための必要な措置を講じていない場合、身体拘束未実施減算を算定していない。	C
6 安全管理体制未実施減算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき所定単位数から減算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>「39_事故発生の防止及び発生時の対応」に規定する基準に適合していること。 (事故発生の防止のための指針を整備、事故の事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底の実施、事故発生の防止のための委員会を設置、事故発生の防止のための従業者に対する研修の実施、安全対策の担当者の設置。)</p>	1 事故の発生時又は防止のための必要な措置を講じていない場合、安全管理体制未実施減算を算定しているか。	報酬告示別表7注5 留意事項第2の8(6) 厚生労働省告示95号六十三の二	1 事故の発生時又は防止のための必要な措置を講じていない場合、安全管理体制未実施減算を算定していない。	C
7 栄養管理に係る減算	<p>(1) 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数から減算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>「1_従業者の員数」に定める栄養士又は管理栄養士の員数を置いていること及び「17_栄養管理」に規定する基準のいずれにも適合していること。（各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に実施。） (令和6年3月31日まで適用しない)</p>	1 栄養士を配置しない又は栄養管理等の必要な措置を講じていない場合、栄養管理に係る減算を算定しているか。	報酬告示別表7注6 留意事項第2の8(7) 平27厚労告95号六十三の三	1 栄養士を配置しない又は栄養管理等の必要な措置を講じていない場合、栄養管理に係る減算を算定していない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
8 日常生活継続支援加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数に加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおり。</p> <p>ア 日常生活継続支援加算（Ⅰ）</p> <p>① 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。</p> <p>② 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 算定日の属する月の前6月間又は12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上であること。</p> <p>b 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上であること。</p> <p>c 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の100分の15以上であること。</p> <p>③ 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。</p> <p>なお、毎月において、直近3月間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要である。</p> <p>a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を複数種類使用していること。</p> <p>b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、アセスメント及び入所者の身体の状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。</p> <p>c 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。</p> <p>i 入所者の安全及びケアの質の確保</p> <p>ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮</p> <p>iii 介護機器の定期的な点検</p> <p>iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修</p> <p>④ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>イ 日常生活継続支援加算（Ⅱ）</p> <p>① ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。</p> <p>② イ②から④までに該当するものであること。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める施設基準を満たしているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 介護福祉士の数を、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。</p> <p>3 直近6月間又は12月間の条件に該当する新規入所者の割合を毎月記録しているか。</p> <p>4 前4月から前々月までの3月間の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に掲げる行為を必要とする者の占める割合を毎月記録しているか。</p>	<p>報酬告示別表7注7 留意事項第2の8（8） 平27厚労告96号四十一</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める施設基準を満たしているものとして市長に届け出していない。</p> <p>2 介護福祉士の数を、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置していない。</p> <p>3 直近6月間又は12月間の条件に該当する新規入所者の割合を毎月記録していない。</p> <p>4 前4月から前々月までの3月間の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に掲げる行為を必要とする者の占める割合を毎月記録していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
9 看護体制加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数に加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおり。</p> <p>ア 看護体制加算（Ⅰ）イ</p> <p>① 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。</p> <p>② 常勤の看護師を1名以上配置していること。</p> <p>③ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>イ 看護体制加算（Ⅰ）ロ</p> <p>① 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。</p> <p>② ア②及び③に該当するものであること。</p> <p>ウ 看護体制加算（Ⅱ）イ</p> <p>① ア①に該当するものであること。</p> <p>② 看護職員を常勤換算方法で2名以上配置していること。</p> <p>③ 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。</p> <p>④ ア③に該当するものであること。</p> <p>エ 看護体制加算（Ⅱ）ロ</p> <p>① イ①に該当するものであること。</p> <p>② ウ②から④までに該当するものであること。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 看護師の配置は適切であるか。</p> <p>3 24時間連絡できる体制を確保しているか。</p>	<p>報酬告示別表7注8 留意事項第2の8（9） 厚生労働省告示96号四十二</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出していない。</p> <p>2 看護師の配置は適切でない。</p> <p>3 24時間連絡できる体制を確保していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
10 夜勤職員配置加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数に加算する。ただし、いずれかの夜勤職員配置加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市長に届け出ているか。</p>	<p>報酬告示別表7注9 留意事項第2の8（10） 厚生労働省告示第29号四八</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市長に届け出していない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
11 準ユニットケア加算	<p>※別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準は次のとおり。</p> <p>夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に、次の区分に応じて算定する。ただし、①入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者の数の100分の15以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施のいずれかに適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。</p> <p>ア 夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。</p> <p>イ 夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。</p> <p>ウ 夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。</p> <p>エ 夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。</p> <p>オ 夜勤職員配置加算（Ⅲ）イ ① アに該当していること。</p> <p>② 夜勤時間帯を通じ看護職員又は(a)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号のいずれかの行為の実地研修を修了した介護福祉士、(b)特定登録証の交付を受けた特定登録者、(c)新特定登録証の交付を受けている新特定登録者、(d)認定特定行為業務従事者のいずれかを1人以上配置し、(a)～(c)の場合は喀痰吸引等業務の登録を、(d)の場合は特定行為業務の登録を受けていること。</p> <p>カ 夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ ロ及びホ②に該当していること。</p> <p>キ 夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ ハ及びホ②に該当していること。</p> <p>ク 夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロ ニ及びホ②に該当していること。</p> <p>(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、1日につき所定単位数に加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおり。</p> <p>ア 12人を標準とする準ユニットにおいてケアを行っていること。</p> <p>イ プライバシーの確保に配慮した個室のなすつらえを整備し、準ユニットごとに利用できる共同生活室を設けていること。</p> <p>ウ 以下の人員配置を満たしていること。</p> <p>① 日中については、準ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>② 夜間及び深夜において、準ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>③ 準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	<p>2 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数は適切であるか。</p> <p>3 必要な資格を有しているか。</p> <p>1 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 12人を標準とする準ユニットにおいてケアを行っているか。</p> <p>3 準ユニット毎に利用できる共同生活室を設けているか。</p> <p>4 介護職員又は看護職員等の配置は適切であるか。</p>	<p>厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (平成12年2月10日厚生省告示第29号)</p> <p>報酬告示別表7注10 留意事項第2の8（11） 厚生労働省告示96号四十三</p>	<p>2 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数は適切でない。</p> <p>3 必要な資格を有していない。</p> <p>1 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 12人を標準とする準ユニットにおいてケアを行っていない。</p> <p>3 準ユニット毎に利用できる共同生活室を設けていない。</p> <p>4 介護職員又は看護職員等の配置は適切でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
12 生活機能向上連携加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、外部との連携により、入所者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、所定単位数に加算する。ただし、生活機能向上連携加算を算定している場合においては、その他の生活機能向上連携加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合、生活機能向上連携加算（Ⅰ）は算定せず、生活機能向上連携加算（Ⅱ）は1月につき、所定単位数に算定する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 ①指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定特定施設、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ②個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ③①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 ①指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定特定施設、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ②個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ③①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 理学療法士等の助言に基づき、樹の訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別支援計画の作成を行っているか。</p> <p>3 個別支援計画に基づき機能訓練を適切に提供しているか。</p> <p>4 個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者等に進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っているか。</p>	<p>報酬告示別表7注11 留意事項第2の8（13） 平27厚労告95号四十二の四</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出していない。</p> <p>2 理学療法士等の助言に基づき、樹の訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別支援計画の作成を行っていない。</p> <p>3 個別支援計画に基づき機能訓練を適切に提供していない。</p> <p>4 個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者等に進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
13 個別機能訓練加算	<p>(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）として、1日につき所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算（Ⅱ）として、1月につき所定単位数に加算する。</p>	<p>1 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 機能訓練指導員等が共同して、個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っているか。</p> <p>3 厚生労働省に個別機能訓練計画の内容等の情報を提出し、必要な情報を活用しているか。</p>	<p>報酬告示別表7注12 留意事項第2の8（14）</p>	<p>1 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市長に届け出していない。</p> <p>2 機能訓練指導員等が共同して、個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていない。</p> <p>3 厚生労働省に個別機能訓練計画の内容等の情報を提出し、必要な情報を活用していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
14 ADL維持等加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数に加算する。ただし、いずれかのADL維持等加算を算定している場合においては、その他のADL維持等加算は算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 ア ADL維持等加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれの基準にも適合すること。 (ア) 利用者(当該事業所又は施設の利用期間(以下「評価対象利用期間」という。))が6月を超える者をいう。)の総数が10人以上であること。 (イ) 利用者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価対象利用開始月」という。)と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」という。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 (ウ) 評価対象利用者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」という。)の平均値が1以上であること。 イ ADL維持等加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれの基準にも適合すること。 (ア) アの(ア)及び(イ)の基準に適合するものであること。 (イ) 評価対象利用者のADL利得の平均値が2以上であること。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める期間は次のとおり。 算定を開始する月の初日の属する年の前年の同月から12月後までの期間。</p>	<p>1 評価対象者の総数が10人以上であるか。</p> <p>2 評価対象利用期間の初月と6月目においてADL値を測定し、厚生労働省に提出しているか。</p> <p>3 評価対象利用者のADL利得の平均値は基準以上であるか。</p>	<p>報酬告示別表7注13 留意事項第2の8(15) 厚生労働省告示95号十六の二</p> <p>厚生労働省告示94号五十六の二</p>	<p>1 評価対象者の総数が10人以上でない。</p> <p>2 評価対象利用期間の初月と6月目においてADL値を測定し、厚生労働省に提出していない。</p> <p>3 評価対象利用者のADL利得の平均値は基準以上でない。</p>	C C C
15 若年性認知症入所者受入加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者(初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。)に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき所定単位数に加算する。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めていること。</p>	<p>1 受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めているか。</p>	<p>報酬告示別表7注14 留意事項第2の8(12) 平27厚労告95号六十四</p>	<p>1 受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めていない。</p>	C
16 常勤専従の医師の配置に対する加算	<p>(1) 専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、1日につき所定単位数に加算する。</p>	<p>1 常勤の医師を1名以上配置しているか。</p>	<p>報酬告示別表7注15</p>	<p>1 常勤の医師を1名以上配置していない。</p>	C
17 精神科を担当する医師に係る加算	<p>(1) 認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定地域密着型介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき所定単位数に加算する。</p>	<p>1 認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占めているか。</p> <p>2 精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われているか。</p>	<p>報酬告示別表7注16 留意事項第2の8(16)</p>	<p>1 認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占めていない。</p> <p>2 精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われていない。</p>	C C
18 障害者生活支援体制加算	<p>(1) 入所者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者(以下「視覚障害者等」という。)である入所者の占める割合が100分の30以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者(以下「障害者生活支援員」という。)であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算(Ⅰ)として、1日につき加算し、入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が100分の50以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、障害者生活支援員であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを2名以上配置しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算(Ⅱ)として、1日につき所定単位数に加算する。ただし、障害者生活支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、障害者生活支援体制加算(Ⅱ)は算定しない。</p> <p>※1 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障がいのある者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がい者</p> <p>※2 別に厚生労働大臣が定める者は次のとおり。 ① 視覚障がい 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 ② 聴覚障がい又は言語機能障がい 手話通訳等を行うことができる者 ③ 知的障がい 知的障害者福祉法第14条各号に掲げる者又はこれらに準ずる者 ④ 精神障がい 精神保健福祉士又は精神保健福祉法施行令第12条各号に掲げる者</p>	<p>1 資格障害者等である入所者の占める割合は基準以上であるか。</p> <p>2 常勤専従の障害者生活支援員を配置しているか。</p>	<p>報酬告示別表7注17 留意事項第2の8(17) 平27厚労告94号四十四、四十五</p>	<p>1 資格障害者等である入所者の占める割合は基準以上でない。</p> <p>2 常勤専従の障害者生活支援員を配置していない。</p>	C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
19 入所者が入院し、又は外泊したときの費用の算定	(1) 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。	1 入院及び外泊を認めた場合に所定単位数に代えて1月に6日を限度として算定しているか。	報酬告示別表7注18 留意事項第2の8(18)	1 入院及び外泊を認めた場合に所定単位数に代えて1月に6日を限度として算定していない。	C
20 外泊時在宅サービス利用の費用	(1) 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定地域密着型介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、19を算定する場合は算定しない。	1 入所者に対して、居宅における外泊を認め、居宅サービスを提供した場合に、所定単位数に代えて1月に6日を限度として算定しているか。	報酬告示別表7注19 留意事項第2の8(19)	1 入所者に対して、居宅における外泊を認め、居宅サービスを提供した場合に、所定単位数に代えて1月に6日を限度として算定していない。	C
21 従来型個室に入所していた者の取扱い	(1) 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室(以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、当分の間、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定する。 ※別に厚生労働大臣が定める者は次のとおり。 利用期間中において、特別な室料を支払っていない者	1 従来型個室に入所している者に対して、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定しているか。	報酬告示別表7注20 留意事項第2の8(23) 平27厚労告94号四十六	1 従来型個室に入所している者に対して、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定していない。	C
22 特別な要件に該当する者に対する費用の算定	(1) 次のいずれかに該当する者に対して、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、それぞれ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定する。 ア 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの イ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者 ウ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者 ※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 居室の面積が10.65㎡以下	1 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって入所期間が30日以内であるか。 2 従来型個室の面積が10.65㎡以下であるか。 3 著しい精神症状等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であるか。	報酬告示別表7注21 平27厚労告96号四十四	1 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって入所期間が30日以内でない。 2 従来型個室の面積が10.65㎡以下でない。 3 著しい精神症状等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者でない。	C C C
23 初期加算	(1) 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定地域密着型介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。	1 入所した日から起算して30日以内の期間であるか。	報酬告示別表7ホ 留意事項第2の8(20)	1 入所した日から起算して30日以内の期間でない。	C
24 再入所時栄養連携加算	(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設に入所(以下「二次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所へ入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定地域密着型介護老人福祉施設に入所(以下「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要な栄養管理とは大きく異なるため、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養管理に係る減算を算定している場合は、算定しない。 ※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	1 二次入所の際に、指定地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定しているか。	報酬告示別表7へ 留意事項第2の8(21) 平27厚労告95号六十五の二	1 二次入所の際に、指定地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定していない。	C
25 退所時等相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回(入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる入所者にあつては、2回)を限度として算定する。入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等(病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。)に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。 (2) 退所後訪問相談援助加算については、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。	1 介護支援専門員等が入所者が退所後に生活する居宅等を訪問し、必要な相談援助等を行っているか。 1 入所者が退所した後に生活する居宅等を訪問し、必要な相談援助等を行っているか。	報酬告示別表7ト注1 留意事項第2の8(22)① 報酬告示別表7ト注2 留意事項第2の8(22)①	1 介護支援専門員等が入所者が退所後に生活する居宅等を訪問し、必要な相談援助等を行っていない。 1 入所者が退所した後に生活する居宅等を訪問し、必要な相談援助等を行っていない。	C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
26 栄養マネジメント強化加算	<p>(3) 退所時相談援助加算については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。</p> <p>(4) 退所前連携加算については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。</p> <p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養管理に係る減算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 次のいずれにも適合すること。 ア 管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上配置していること。ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合に有っては、管理栄養士を常勤換算方式で、入所者の数を70で除して得た数以上配置していること。 イ 低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施すること。 ウ イに規定する以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を観察し、問題がある場合は、早期に対応すること。 エ 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p>	<p>1 入所者が退所した後に生活する居宅等を訪問し、必要な相談援助等を行っているか。</p> <p>2 入所者の同意を得て、退所日から2週間以内に市町村等に必要な情報提供を行っているか。</p> <p>1 入所者の同意を得て、居宅介護支援事業者に必要な情報提供を行っているか。</p> <p>2 居宅介護支援事業者と連携し、退所後のサービスの利用に関する調整を行っているか。</p> <p>1 管理栄養士を常勤換算で入所者の数を50で除して得た数以上配置しているか。</p> <p>2 低栄養状態にある入所者等に対して、複数の職種で共同して作成した栄養ケア計画に従い、必要な健康管理を行っているか。</p> <p>3 入所者に対し、食事の観察の際に変化を把握し、問題がある場合は早期に対応しているか。</p> <p>4 入所者の情報を厚生問う同省に提出し、必要な情報を有効活用しているか。</p>	<p>報酬告示別表7ト注3 留意事項第2の8(22)②</p> <p>報酬告示別表7ト注4 留意事項第2の8(22)③</p> <p>報酬告示別表7チ 留意事項第2の8(24) 平27厚労告95号六十五の三</p> <p>報酬告示別表7リの注1 留意事項第2の8(25) 平27厚労告95号六十六</p> <p>報酬告示別表7リの注2 留意事項第2の8(25)</p> <p>報酬告示別表7ヌの注1 留意事項第2の8(26) 平27厚労告95号六十七</p>	<p>1 入所者が退所した後に生活する居宅等を訪問し、必要な相談援助等を行っていない。</p> <p>2 入所者の同意を得て、退所日から2週間以内に市町村等に必要な情報提供を行っていない。</p> <p>1 入所者の同意を得て、居宅介護支援事業者に必要な情報提供を行っていない。</p> <p>2 居宅介護支援事業者と連携し、退所後のサービスの利用に関する調整を行っていない。</p> <p>1 管理栄養士を常勤換算で入所者の数を50で除して得た数以上配置していない。</p> <p>2 低栄養状態にある入所者等に対して、複数の職種で共同して作成した栄養ケア計画に従い、必要な健康管理を行っていない。</p> <p>3 入所者に対し、食事の観察の際に変化を把握し、問題がある場合は早期に対応していない。</p> <p>4 入所者の情報を厚生問う同省に提出し、必要な情報を有効活用していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
27 経口移行加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養管理に係る減算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<p>1 医師の指示に基づき、複数の職種で共同して、経口移行計画を作成し、当該計画に従い、医師の指示を受けた栄養士等による栄養管理及び看護職員等による支援を行っているか。</p>	<p>報酬告示別表7リの注1 留意事項第2の8(25) 平27厚労告95号六十六</p>	<p>1 医師の指示に基づき、複数の職種で共同して、経口移行計画を作成し、当該計画に従い、医師の指示を受けた栄養士等による栄養管理及び看護職員等による支援を行っていない。</p>	<p>C</p>
28 経口維持加算	<p>(2) 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。</p> <p>(1) 経口維持加算(1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注6又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。</p>	<p>1 180日を超えた期間は、医師の指示に基づき必要な支援を行い、算定しているか。</p> <p>1 誤嚥が認められる入所者に対し、医師等の指示に従い、複数の職種の方が共同して経口維持計画を作成し、当該計画に従い、医師等の指示を受けた栄養士等が栄養管理を行っているか。</p>	<p>報酬告示別表7リの注2 留意事項第2の8(25)</p> <p>報酬告示別表7ヌの注1 留意事項第2の8(26) 平27厚労告95号六十七</p>	<p>1 180日を超えた期間は、医師の指示に基づき必要な支援を行い、算定していない。</p> <p>1 誤嚥が認められる入所者に対し、医師等の指示に従い、複数の職種の方が共同して経口維持計画を作成し、当該計画に従い、医師等の指示を受けた栄養士等が栄養管理を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
29 口腔衛生管理加算	<p>(2) 経口維持加算(Ⅰ)については、協力歯科医療機関を定めている指定地域密着型介護老人福祉施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 ア 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 イ 入所者の摂食・嚥下機能が医師の診断により適切に評価されていること。 ウ 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていること。 エ 食形態の配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がされていること。 オ 上記イからエまでを多職種協働により実施するための体制が整備されていること。</p> <p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数に加算する。ただし、いずれかの口腔衛生管理加算を算定している場合においては、その他の口腔衛生管理加算は算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 ア 口腔衛生管理加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (ア) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていること。 (イ) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと。 (ウ) 歯科衛生士が、(ア)における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 (エ) 歯科衛生士が、(ア)における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要な応じ対応すること。 (オ) 通所介護費等算定方法(平成12年厚生省告示第27号)第10号、第12号、第13号及び第15号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。 イ 口腔衛生管理加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 (ア) ア(ア)から(オ)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (イ) 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p>	<p>1 入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師等が加わっているか。</p> <p>1 歯科医師等の助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成しているか。</p> <p>2 歯科医師から指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行っているか。</p> <p>3 歯科衛生士が入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、助言及び指導を行っているか。</p> <p>4 歯科衛生士が介護職員からの相談等に応じているか。</p> <p>5 口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用しているか。</p>	<p>報酬告示別表7ヌの注2 留意事項第2の8(26) 平27厚労告95号六十七</p> <p>報酬告示別表7ル 留意事項第2の8(27) 平27厚労告95号六十九</p> <p>報酬告示別表7ヲ 留意事項第2の8(29) 平27厚労告94号四十七 平27厚労告95号三十五</p>	<p>1 入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師等が加わっていない。</p> <p>1 歯科医師等の助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成していない。</p> <p>2 歯科医師から指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行っていない。</p> <p>3 歯科衛生士が入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、助言及び指導を行っていない。</p> <p>4 歯科衛生士が介護職員からの相談等に応じていない。</p> <p>5 口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
30 療養食加算	<p>(1) 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市長に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。</p> <p>ア 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 イ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ウ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において行われていること。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<p>1 アからウまでの基準に適合するものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 療養食を提供したときに1日につき3回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>報酬告示別表7ヲ 留意事項第2の8(29) 平27厚労告94号四十七 平27厚労告95号三十五</p>	<p>1 アからウまでの基準に適合するものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 療養食を提供したときに1日につき3回を限度として、所定単位数を加算していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
31 配置医師緊急時対応加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の配置医師が当該指定地域密着型介護老人福祉施設の求めに応じ、早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。以下同じ。)、夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。))又は深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。))に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合は、診療が行われた時間が早朝、夜間又は深夜の場合は1回につき所定単位数を加算する。ただし、看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおり。 ア 入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的な状況等について、配置医師と当該指定地域密着型介護老人福祉施設の間で、具体的な取決めがなされていること。 イ 複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保していること。</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 医師が施設を訪問して診療を行い、診療を行った理由を記録した際に、診療が行われた時間帯に応じて加算を算定しているか。</p> <p>3 配置医師と施設の間で、緊急時の注意事項等に関する具体的な取決めがされているか。</p> <p>4 複数名の配置医師又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ、24時間対応できる体制を確保しているか。</p>	<p>報酬告示別表7ヲ 留意事項第2の8(28) 平27厚労告96号四十四の二</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 医師が施設を訪問して診療を行い、診療を行った理由を記録した際に、診療が行われた時間帯に応じて加算を算定していない。</p> <p>3 配置医師と施設の間で、緊急時の注意事項等に関する具体的な取決めがされていない。</p> <p>4 複数名の配置医師又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ、24時間対応できる体制を確保していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
32 看取り介護加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)として、死亡日以前31日以上45日以下、死亡日以前4日以上30日以下、死亡日の前日及び前々日、死亡日について、1日につき、所定単位数を死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算(Ⅰ)は、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。なお、看取り介護加算(Ⅰ)を算定している場合は、看取り介護加算(Ⅱ)を算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおり。</p> <p>ア 看取り介護加算(Ⅰ)</p> <p>(ア) 常勤の看護師を1名以上配置し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。</p> <p>(イ) 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>(ウ) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。</p> <p>(エ) 看取りに関する職員研修を行っていること。</p> <p>(オ) 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。</p> <p>イ 看取り介護加算(Ⅱ)</p> <p>(ア) 配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当するものであること。</p> <p>(イ) アの(ア)から(オ)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者は次のとおり。</p> <p>次のいずれにも適合している入所者</p> <p>ア 医師が一般に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した者であること</p> <p>イ 医師、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」という。)が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等の内その内容に応じた適当なものから説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。</p> <p>ウ 看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に対し、看取り介護を行った場合に死亡日までの日に応じて所定単位数を算定しているか。</p> <p>3 常勤の看護師を1名以上配置及び看護職員(又は病院等の看護職員)との連携により、24時間連絡できる体制を確保しているか。</p> <p>4 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者等に内容を説明し、同意を得ているか。</p> <p>5 他職種で協議の上、看取りの実績等を踏まえて看取りに関する指針の見直しを行っているか。</p> <p>6 看取りに関する職員研修を行っているか。</p> <p>7 看取りを行う際に、個室又は整容施設の利用が可能になっているか。</p> <p>8 配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当しているか。</p> <p>9 医師が回復の見込みがないと判断したものであるか。</p> <p>10 医師等が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明し、同意した上で介護を受けている者か。</p>	<p>報酬告示別表7カ注1 留意事項第2の8(30) 平27厚労告96号四十五 平27厚労告94号四十八</p> <p>報酬告示別表7ヨ 留意事項第2の8(31) 平27厚労告95号七十</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出していない。</p> <p>2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に対し、看取り介護を行った場合に死亡日までの日に応じて所定単位数を算定していない。</p> <p>3 常勤の看護師を1名以上配置及び看護職員(又は病院等の看護職員)との連携により、24時間連絡できる体制を確保していない。</p> <p>4 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者等に内容を説明し、同意を得ていない。</p> <p>5 他職種で協議の上、看取りの実績等を踏まえて看取りに関する指針の見直しを行っていない。</p> <p>6 看取りに関する職員研修を行っていない。</p> <p>7 看取りを行う際に、個室又は整容施設の利用が可能になっていない。</p> <p>8 配置医師緊急時対応加算の施設基準に該当していない。</p> <p>9 医師が回復の見込みがないと判断したものでない。</p> <p>10 医師等が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明し、同意した上で介護を受けている者ではない。</p>	<p>C</p>
33 在宅復帰支援機能加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>ア 入所者の家族との連絡調整を行っていること。</p> <p>イ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>ア 算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者(在宅・入所相互利用加算を算定しているものを除く。以下「退所者」という。)の総数の内、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなった者(当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る。)の占める割合が100分の20を超えていること。</p> <p>イ 退所者の退所後30日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。</p>	<p>1 入所者の家族との連絡調整を行っているか。</p> <p>2 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っているか。</p> <p>3 算定日が属する月の前6月間の退所者総数の内、在宅で介護を受けることになったものの割合が100分の20を超えているか。</p> <p>4 退所後30日以内に、居宅を訪問する等で在宅における生活が1ヶ月以上継続する見込みであることを確認し、記録しているか。</p>	<p>報酬告示別表7ヨ 留意事項第2の8(31) 平27厚労告95号七十</p>	<p>1 入所者の家族との連絡調整を行っていない。</p> <p>2 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていない。</p> <p>3 算定日が属する月の前6月間の退所者総数の内、在宅で介護を受けることになったものの割合が100分の20を超えていない。</p> <p>4 退所後30日以内に、居宅を訪問する等で在宅における生活が1ヶ月以上継続する見込みであることを確認し、記録していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
34 在宅・入所相互利用加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合においては、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>※1 別に厚生労働大臣が定める者は次のとおり。 在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が3月を超えるときは、3月を限度とする。）を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者</p> <p>※2 厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分にいき、双方合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。</p>	<p>1 複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて、居室を計画的に利用している者か。</p> <p>2 在宅と施設の介護支援専門員が情報の交換を行い、合意の上、目標及び方針を定め、入所者等に説明し、同意を得ているか。</p>	<p>報酬告示別表7タ 留意事項第2の8（32） 平27厚労告94号四十九 平27厚労告95号七十一</p>	<p>1 複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて、居室を計画的に利用している者でない。</p> <p>2 在宅と施設の介護支援専門員が情報の交換を行い、合意の上、目標及び方針を定め、入所者等に説明し、同意を得ていない。</p>	C
35 小規模拠点集合型施設加算	<p>(1) 同一敷地内に複数の居住単位を設けて指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行っている施設において、5人以下の居住単位に入所している入所者については、1日につき所定単位数を加算する。</p>	<p>1 居住単位の入所者は5人以下か。</p>	<p>報酬告示別表7レ 留意事項第2の8（33）</p>	<p>1 居住単位の入所者は5人以下でない。</p>	C
36 認知症専門ケア加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、いずれかの認知症専門ケア加算を算定している場合においては、その他の認知症専門ケア加算は算定しない。</p> <p>※1 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 ア 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 (ア) 施設における入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 (イ) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (ウ) 当該施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 イ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 (ア) アの基準のいずれにも適合すること。 (イ) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (ウ) 当該施設に置ける介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>※2 厚生労働大臣が定める者は次のとおり。 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者。</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 施設における入所者の総数のうち、対象者の占める割合が2分の1以上であるか。</p> <p>3 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数に応じて配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施しているか。</p> <p>4 施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催しているか。</p> <p>5 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施しているか。</p> <p>6 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定しているか。</p> <p>7 介護を必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行っているか。</p>	<p>報酬告示別表7ソ 留意事項第2の8（34） 平27厚労告95号四十二 平27厚労告94号五十</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出していない。</p> <p>2 施設における入所者の総数のうち、対象者の占める割合が2分の1以上でない。</p> <p>3 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数に応じて配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していない。</p> <p>4 施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していない。</p> <p>5 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していない。</p> <p>6 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していない。</p> <p>7 介護を必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行っていない。</p>	C
37 認知症行動・心理症状緊急対応加算	<p>(1) 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。</p>	<p>1 医師が緊急に入所することが適当であると判断した者であるか。</p>	<p>報酬告示別表7ツ 留意事項第2の8（35）</p>	<p>1 医師が緊急に入所することが適当であると判断した者でない。</p>	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
40 自立支援促進加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 次のいずれにも適合すること。 ア 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも6月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること。 イ アの医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。 ウ アの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 エ 医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 医師が入所者ごとに、施設入所時に医学的評価を行い、その後少なくとも6月に1回評価の見直しを行い、その評価結果等を厚生労働大臣に提出し、必要な情報を活用しているか。</p> <p>3 複数の職種の者が共同して支援計画を作成し、支援計画に基づいたケアを実施しているか。</p> <p>4 少なくとも3月に1回、入所者毎に支援計画を見直しているか。</p> <p>5 医師が支援計画の策定等に参加しているか。</p>	<p>報酬告示別表7ラ 留意事項第2の8 (38) 平27厚労告95号七十一の四</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 医師が入所者ごとに、施設入所時に医学的評価を行い、その後少なくとも6月に1回評価の見直しを行い、その評価結果等を厚生労働大臣に提出し、必要な情報を活用していない。</p> <p>3 複数の職種の者が共同して支援計画を作成し、支援計画に基づいたケアを実施していない。</p> <p>4 少なくとも3月に1回、入所者毎に支援計画を見直していない。</p> <p>5 医師が支援計画の策定等に参加していない。</p>	C C C C C
41 科学的介護推進体制加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、いずれかの科学的介護推進体制加算を算定している場合においては、その他の科学的介護推進体制加算は算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 ア 科学的介護推進体制加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (ア) 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (イ) 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(ア)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>イ 科学的介護推進体制加算 (II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (ア) ア(ア)に規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等情報を、厚生労働省に提出していること。 (イ) 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、ア(ア)及び(イ)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 入所者毎の基本情報を厚生労働省に提出しているか。</p> <p>3 施設サービス計画の見直し等に当たって、厚生労働省に提出した情報等を活用しているか。</p> <p>4 入所者毎の基本情報に加えて疾病の状況等を厚生労働省に提出しているか。</p>	<p>報酬告示別表7ム 留意事項第2の8 (39) 平27厚労告95号七十一の五</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 入所者毎の基本情報を厚生労働省に提出していない。</p> <p>3 施設サービス計画の見直し等に当たって、厚生労働省に提出した情報等を活用していない。</p> <p>4 入所者毎の基本情報に加えて疾病の状況等を厚生労働省に提出していない。</p>	C C C C
42 安全対策体制加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおり。 ア 「39_事故発生の防止及び発生時の対応」に定める基準に適合していること。 イ 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。 ウ 当該指定地域密着型介護老人福祉施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 「39_事故発生の防止及び発生時の対応」に定める基準に適合しているか。</p> <p>3 事故発生防止等の措置を適正に実施するための担当者が安全対策に係る外部研修を受けているか。</p> <p>4 安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されているか。</p>	<p>報酬告示別表7ウ 留意事項第2の8 (40) 平27厚労告96号四十五の二</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 「39_事故発生の防止及び発生時の対応」に定める基準に適合していない。</p> <p>3 事故発生防止等の措置を適正に実施するための担当者が安全対策に係る外部研修を受けていない。</p> <p>4 安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていない。</p>	C C C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
43 サービス提供体制強化加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。ただし、いずれかのサービス提供体制強化加算を算定している場合においては、その他のサービス提供体制強化加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>a 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。</p> <p>b 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。</p> <p>(イ) 提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。</p> <p>(ウ) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>(イ) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>a 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>b 指定地域密着型介護老人福祉施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。</p> <p>c 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>(イ) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 介護職員等の総数のうち、介護福祉士等の割合は適正か。</p> <p>3 提供するサービスの質の向上に資する取組を実施しているか。</p> <p>4 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。</p>	<p>報酬告示別表7牛 留意事項第2の8（41） 平27厚労告95号七十二</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 介護職員等の総数のうち、介護福祉士等の割合は適正でない。</p> <p>3 提供するサービスの質の向上に資する取組を実施していない。</p> <p>4 定員超過利用・人員基準欠如に該当している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
44 介護職員処遇改善加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、所定単位数に加算する。ただし、いずれかの介護職員処遇改善加算を算定している場合においては、その他の介護職員処遇改善加算は算定しない。</p> <p>ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 「3_地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」から「43_サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 「3_地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」から「43_サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数</p> <p>ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 「3_地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」から「43_サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 基準に適合しているか。</p>	<p>報酬告示別表7ノ 留意事項第2の8（42） 平27厚労告95号七十三</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 基準に適合していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
45 介護職員等特定処遇改善加算	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>② 指定地域密着型介護老人福祉施設において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</p> <p>④ 指定地域密着型介護老人福祉施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>ア①から⑥まで、⑦(一)から(四)まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① ア①から⑥まで及び⑧に掲げる基準に適合すること。</p> <p>② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算する。ただし、いずれかの介護職員等特定処遇改善加算を算定している場合においては、その他の介護職員等特定処遇改善加算は算定しない。</p> <p>ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 「3_地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」から「43_サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 「3_地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」から「43_サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 基準に適合しているか。</p>	<p>報酬告示別表7才留意事項第2の8(43)平27厚労告95号七十三の二</p>	<p>1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出ているか。</p> <p>2 基準に適合していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>② 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>③ 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</p> <p>④ 当該指定地域密着型特定施設入居者生活事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の地域密着型特定施設入居者生活介護費の注4の入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は地域密着型特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。</p> <p>⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>⑦ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>⑧ ⑦の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ア①から④まで及び⑥から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>				

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
46 介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、利用者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、「3_地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」から「43_サービス提供体制強化加算」までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 イ 指定地域密着型介護老人福祉施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。 ウ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。 エ 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。 オ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 カ イの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p>	1 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、利用者に対してサービス提供を行っているか。	報酬告示別表7ク注留意事項第2の8(44)平27年厚労告95号七十三の三	<p>1 厚生労働大臣が定める基準に適合していない。</p> <p>2 市長に届け出していない。</p> <p>3 利用者に対してサービス提供を行っていない。</p>	C C C